

貨物自動車運送事業者の許可の取消処分

関東運輸局自動車運送事業安全管理室

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20220201	株式会社住忠貿易物流(法人番号7040001049893) 代表者 太田元治	千葉県木更津市本郷一丁目8番25号	木更津営業所	千葉県木更津市本郷一丁目8番25号	許可の取消し	貨物自動車運送事業法第34条第1項	令和3年9月22日付け一般貨物自動車運送事業の全部停止及び輸送施設の使用停止並びに付帯命令書により、自動車検査証の返納及び登録番号標の領置を受けるよう命じたにもかかわらず、その執行日(同年10月6日)において保有車両全10両のうち5両の自動車登録番号標の領置に応じなかったことを端緒として、令和3年10月7日、監査を実施。1件の違反が認められた。 (1)自動車登録番号標の領置命令違反(貨物自動車運送事業法第34条第1項)	53	53

※事業者点数は、関東運輸局の管轄区域での累計です。